三　介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）　当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報
四　介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）　当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報
五　介護保険法第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務　当該一時差止めに係る第二号被保険者に係る未納医療保険料等（同法第六十八条第一項の未納医療保険料等をいう。第八号において同じ。）に関する情報
六　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）　当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報
七　介護保険法施行規則第三十二条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）　当該届出を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報
八　介護保険法施行規則第八十三条の六の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）　当該申請を行う者に係る未納医療保険料等に関する情報

2　前項第四号、第五号及び第八号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第四号及び第五号中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と、前項第八号中「介護保険法施行規則」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」と読み替えるものとする。

第四十七条　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る他の市町村による要介護認定（同法第十九条第一項の要介護認定をいう。）又は要支援認定（同条第二項の要支援認定をいう。）に関する情報
二　介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三　介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四　介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
五　介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
六　介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該保険料を課せられる被保険者（以下この号において「賦課被保険者」という。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　賦課被保険者に係る介護保険法第十三条第一項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報
七　介護保険法第百四十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
八　介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る介護保険法第十三条第一項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報
九　介護保険法施行規則第三十二条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該届出を行う者に係る介護保険法第十三条第一項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報
十　介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報